

就学援助制度のお知らせ

～新型コロナウイルス感染症の影響等による家計急変の臨時措置～

京都市では、経済的な理由によりお困りの保護者に対し、学用品費、給食費等を援助する「就学援助制度」を設けています。認定には所得基準があり、世帯人数等に応じて審査し、基準額以内の場合は認定しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、通常の認定申請が不認定の場合でも、家計急変により収入が急激に減少した世帯については、下記の臨時措置を行います。

<就学援助の申込について（通常の認定）>

申請は随時受け付けておりますので、学校へお申し込みください。審査は、昨年（令和元年度）の世帯全員の合計所得が下表の所得基準額を下回っていれば、申請月の1日から認定されます。

所得基準額						単位（円）
世帯人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人以上1人増すごとに
所得基準額	1,820,200	2,331,200	2,792,700	3,219,200	3,573,600	354,400 加算

「世帯人数」：住民票上の世帯ではなく、実際に同居されている全ての方です。ただし、同居されていない場合でも、単身赴任の方がいらっしゃる等、生計を一同とする場合は世帯に含まれます。

「所得額」：源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」や確定申告書の「所得の合計額」を参照。

<令和2年度 家計急変世帯への臨時措置>

昨年に比べ今年の収入が急激に減少し、家計急変した世帯については、下記の方法により、今年の収入状況から算出した見込所得額が、所得基準額を下回る場合は認定します。この家計急変による臨時措置は、令和2年12月末までの申請は、令和2年4月にさかのぼって認定いたします。

なお、令和3年1月以降の申請は、これまでどおり申請月の1日からの認定です。

<令和2年度>家計急変の審査方法（臨時措置）

【収入等が激減した場合】

令和2年1月以降で、収入の減少した3ヶ月分の給与明細の写し等、収入状況のわかるものを提出してください。（提出月は任意ですが、連続した3ヶ月間。世帯の中で収入のある方全員分。）

それにより世帯の見込年収・所得額を算出し、所得基準額を下回る場合は認定をいたします。

※所得金額の計算は給与・事業等の所得の種類により変わります。

【失業、廃業の場合】

失業及び廃業を確認できるもの（雇用保険受給資格者証や税務署に提出した廃業届の写し等）を提出し、確認できた場合はその方の所得金額を0円とみなし、世帯の合計所得を算出し審査を行います。

通常の認定審査で不認定の場合でも、臨時措置で認定できる場合があります。

《家計急変の臨時措置の例》

(父・母・小3・小1)の4人世帯で、就学援助の申込の場合

・世帯の令和元年の年収480万円【所得330万円(給与所得控除後の額)】とする。

収入は父1人(給与収入者で、賞与は無い方の場合)

・コロナウイルス感染症の影響で、父の月収は4月までは月40万円だったが、5月以降は、月15万円に減少

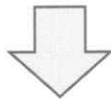
認定審査 (通常の認定)

(所得基準額)

世帯の令和元年所得(給与所得控除後の額)

4人世帯 2,792,700円 < 3,300,000円 ⇒ 不認定

認定審査で不認定であっても減収の場合、家計急変を学校に相談



家計急変審査 (臨時措置)

家計急変を申請し5月～7月の3ヶ月分の父の給与明細の写しを提出

ご提出いただいた収入状況から見込年収・所得額を算出します。

月収15万×3ヶ月分を4倍して、年収180万とし、給与所得控除後の額108万が所得となります。

(所得基準額)

世帯の令和2年の見込所得額

4人世帯 2,792,700円 ≥ 1,080,000円 ⇒ 認定

※収入や所得金額の計算は給与・事業等の種類により異なります。

※令和2年4月以降に、既に家計急変で申請されている世帯は、新たな申込書の提出は不要です。

なお、家計急変を確認するため、添付書類を新たに依頼する場合がありますので、ご了承ください。

＜所得基準額への加算額＞

世帯に、妊産婦、高齢者(70歳以上)、母子・父子世帯や障害のある方、長期療養中の方、18歳未満の子が3人以上いる世帯(3人目以降1人増すごとに)の場合は、所得基準額に23万円が加算されます。(臨時措置での申請にも適用されます。)

よくある質問

Q. マイナンバーを申告する必要があるのですか？

A. まずは、令和元年所得で認定審査を行いますので、マイナンバーを活用することで所得金額等を確認することができ、証明書の提出が不要となるため、できるだけマイナンバーを申告して下さい。

Q. 祖父母と同居していますが、祖父母のマイナンバーも申告する必要がありますか？

A. 同居の方全員について所得の確認が必要です。祖父母のマイナンバーも申告していただく必要があります。

Q. 扶養や配偶者控除の対象になっている場合、所得はどのような扱いになりますか？

A. 扶養や配偶者控除の対象になっている方の所得は合算しません。

ただし、配偶者控除よりも所得が高い、配偶者特別控除となっている方については、所得は合算されます。